

**令和7年度東京都地域連携型認知症疾患医療センター（小金井市）
指定医療機関 募集要項**

1 公募の趣旨

東京都では、認知症の専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応等を実施するとともに、地域連携の推進、人材育成等を行う「認知症疾患医療センター」を都内52か所に設置しています（別紙1「都における認知症疾患医療センターの指定状況」参照）。

この度、現在指定を受けている認知症疾患医療センターから辞退の申出があったため、新たに認知症疾患医療センターを指定することとし、以下のとおり事業を委託する医療機関の募集を行います。

2 委託業務内容

別添「東京都認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第7に定める以下の業務

- （1）専門医療相談の実施
- （2）鑑別診断とそれに基づく初期対応
- （3）身体合併症、行動・心理症状への対応
- （4）認知症のある人と家族介護者等の支援
- （5）地域連携の推進
- （6）専門医療、地域連携を支える人材の育成
- （7）普及啓発
- （8）認知症抗体医薬に係る治療・相談対応等

※ 別紙2「東京都認知症疾患医療センターの機能について」をあわせて御参照ください。

3 今回募集するセンターについて

- （1）募集する地域
小金井市
- （2）募集する類型
地域連携型認知症疾患医療センター

4 応募資格

以下の全ての条件を満たす東京都内の病院又は診療所

- （1）要綱第6の2に定める設置基準を満たしていること。
- （2）要綱第7に定める事業内容を実施可能なこと。
- （3）健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する一般競争入札に参加できないこととされている者でないこと。
- （5）法人税、消費税及び地方消費税、並びに地方税について滞納がないこと。

- (6) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第54号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
 - (8) 小金井市内に所在する病院又は診療所であること。
 - (9) 令和7年12月1日から地域連携型認知症疾患医療センターとしての業務を開始できること。
- ※ 別紙3「都における認知症疾患医療センターの類型とその要件」を御参照ください。
- ※ 上記（1）から（3）まで及び（8）については、令和7年12月1日時点において、該当する見込みであることを含む。

5 指定期間

令和7年12月1日から令和9年3月末日まで（予定）

- ・指定期間開始日である令和7年12月1日から、地域連携型認知症疾患医療センターとしての業務を開始していただきます。
- ・要綱第5の4に基づき認知症疾患医療センターの指定期間は原則として3年ですが、現在指定を受けている認知症疾患医療センターの指定期間に合わせるため、今回の公募による指定期間は令和9年3月末日（1年4か月）となります。
- ・指定期間終了時に、指定更新申請があった場合は、認知症疾患医療センターとしての活動状況等を確認の上、指定更新の手続を行う予定です。指定更新された場合、更新後の指定期間は要綱第5の4に基づき原則として3年となります。
- ・本要項4の応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際の運営状況等に重大な乖離があった場合等、事業の継続が困難と認められる場合は、指定期間の満了を待たずに指定を取り消すことがあります。

6 委託料の参考額（令和7年度）

東京都認知症疾患医療センター運営事業の令和7年度（令和7年12月1日から令和8年3月31日まで）における委託料は、以下のとおりです。

地域連携型認知症疾患医療センター委託料（参考）

【令和7年度委託料】上限3,627千円

※上記の金額は、指定期間開始日から認知症抗体医薬を投与する場合のものです。認知症抗体医薬の投与が指定期間開始日以降になる場合や投与を行わない場合は、上限額が異なります。

7 委託対象経費

対象経費は、要綱第7に掲げる事業の運営に必要なものとし、その内訳は、給与、賃金、報酬、社会保険料、報償費、旅費、需用費（消耗品、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、並びに委託料（広告媒体作成、会議速記録の作成など主たる業務で

ないものに限る。) で構成するものとします。

ただし、診療報酬によりその費用負担がなされるものについては、委託経費の対象に含まないものとします。

(委託対象経費の例)

- ・常勤専従で配置する地域包括支援センター等との連絡調整業務担当者の給与、社会保険料
- ・相談員が使用する電話通信料
- ・相談員の旅費

8 募集期間

令和7年9月22日(月曜日)正午から令和7年10月24日(金曜日)午後11時59分まで

9 応募方法等

(1) 応募方法

下記フォームにアクセスしていただき、必要事項を入力し、必要書類を添付した上で、申請してください。(自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」を使用しています。)

【応募フォーム URL】

<https://logoform.jp/form/tmgform/1142167>



← 左記QRコードから、応募フォーム
にアクセスできます。

(2) 提出書類

以下のアからキまでの書類(ウ、エ、カ及びキは必要な場合のみ)について、上記の申請フォームにアップロードしてください。

ア 鑑文(別記第1号様式) ※押印不要

イ 東京都認知症疾患医療センター応募申請書

ウ 他医療機関と締結した「認知症診療に係る協定書」(写し)

エ 協定書を締結した医療機関との位置関係がわかる地図

(応募医療機関から協定先の医療機関までの、自動車及び公共交通機関による移動経路及び所要時間が分かるものとする。地図検索サービス等を活用した地図で可。)

オ 資格証の写し(「イ東京都認知症疾患医療センター応募申請書」の「4(3)人員体制」に氏名を記載した全ての者)

カ 以下に該当する場合は該当する者の業務履歴書

- ・認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師を配置する場合
- ・専従及び専任相談員に精神保健福祉士、保健師以外の者を配置する場合
- ・臨床心理技術者に臨床心理士、公認心理師以外の者を配置する場合

キ 医療機関のパンフレット（作成している場合）

（３）様式のダウンロード

東京都の認知症に係るポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」に様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

【様式ダウンロード URL】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/iryoucenter/index.html

10 応募申請書に係る記載上の注意点

- （１）東京都認知症疾患医療センター応募申請書（様式１）の「４（１）認知症疾患医療センターの組織・人員体制」については、申請時点で想定している内容を記載してください。
- （２）「４（３）人員体制」については、今後、採用等を行う場合は、その見通しを記載してください。

11 選考方法

（１）ヒアリングの実施

書類選考に加えて、必要に応じてヒアリングを行います。

また、参考資料等を追加提出していただくことがあります。

（２）審査会の開催

東京都認知症疾患医療センター審査会において選定基準に基づき総合的に評価し、指定医療機関を選定します（非公開）。

選定基準

（１）設置基準を満たしていること。

「要綱」第６の２に定める設置基準（人員体制、検査体制等）を満たしていること（見込みを含む。）。

（２）求められる機能に対応できること。

「要綱」第７に定める事業内容の各項目に対応できる実績（見込みを含む）と意欲を有すること。

（３）重要な評価項目

「東京都における認知症疾患医療センターのあり方検討部会」（平成２４年度）において、東京都認知症疾患医療センターに求められる特に重要な役割として示された以下の２項目について評価できること。

①「身体合併症・行動心理症状」への対応能力

②「地域連携の推進」に向けた、これまでの取組状況及び今後の取組の考え方

（４）考慮する事項

選考に当たっては、当該医療機関が所在する区市町村及び二次保健医療圏の高齢者人口、医療資源、地理的要因等の状況を考慮する。

(3) 指定医療機関の決定

上記(2)における選定結果に基づき、東京都が指定医療機関を決定します。決定後は、厚生労働省へ指定した旨を報告します。

(4) 選考結果の通知

指定の可否は文書により通知します(令和7年11月を予定)。

なお、指定日(運営開始日)は令和7年12月1日です。

12 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は応募を受け付けません。

- (1) 応募資格のない者が申請した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請に当たり著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。

14 問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課認知症支援担当

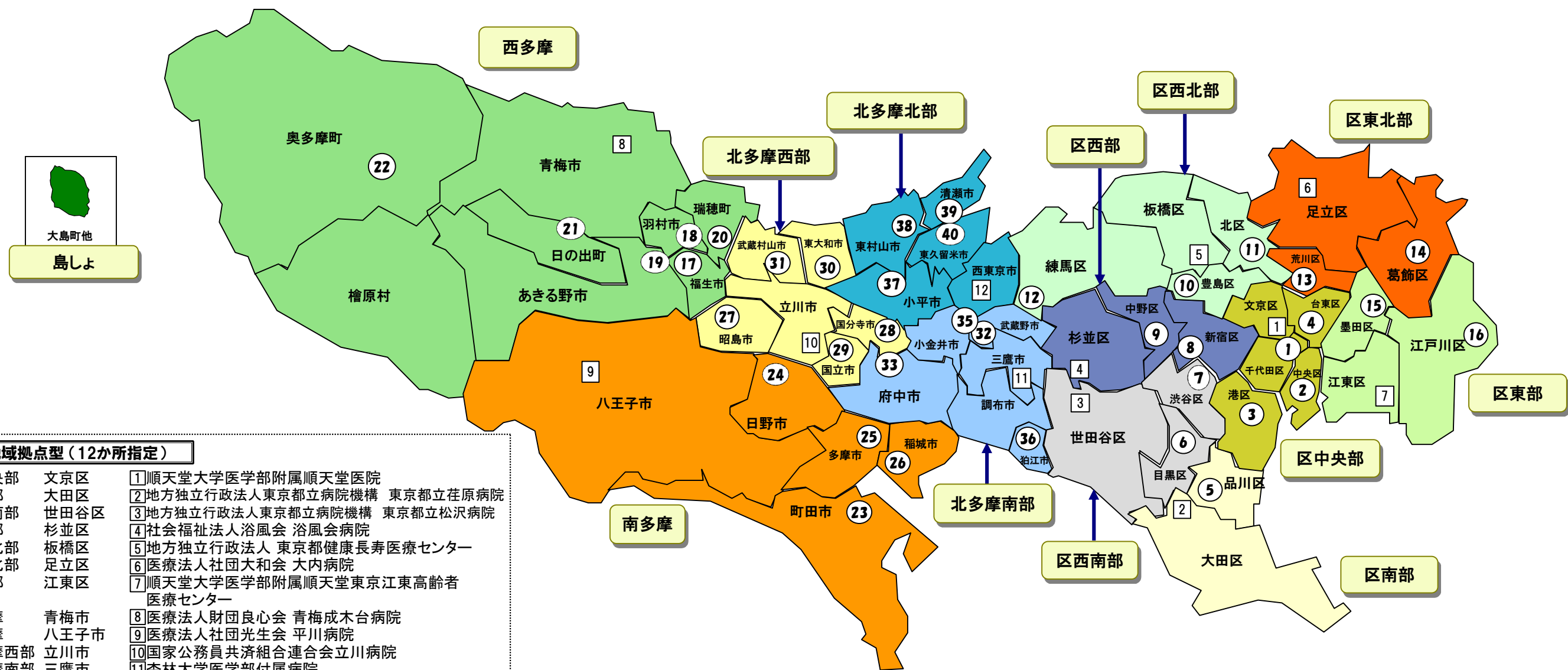
【お問い合わせフォーム URL】

<https://logoform.jp/form/tmgform/1142174>



← 左記QRコードから、お問い合わせ
フォームにアクセスできます。

都における認知症疾患医療センターの指定・申請状況



地域拠点型（12か所指定）		
区中央部	文京区	①順天堂大学医学部附属順天堂医院
区南部	大田区	②地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立荏原病院
区西南部	世田谷区	③地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立松沢病院
区西部	杉並区	④社会福祉法人浴風会 浴風会病院
区西北部	板橋区	⑤地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
区東北部	足立区	⑥医療法人社団大和会 大内病院
区東部	江東区	⑦順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター
西多摩	青梅市	⑧医療法人財団良心会 青梅成木台病院
南多摩	八王子市	⑨医療法人社団光生会 平川病院
北多摩西部	立川市	⑩国家公務員共済組合連合会立川病院
北多摩南部	三鷹市	⑪杏林大学医学部付属病院
北多摩北部	西東京市	⑫医療法人社団薫風会 山田病院

地域連携型（40か所指定）			※「病院型」26か所、「診療所型」14か所（網掛けの医療機関）						
区中央部	千代田区	① 社会福祉法人 三井記念病院	区東北部	荒川区	⑬ 医療法人社団讃友会 あべクリニック	北多摩西部	昭島市	⑳ 医療法人社団東京愛成会 たかつきクリニック	
	中央区	② 学校法人聖路加国際大学 聖路加国際病院		葛飾区	⑭ 医療法人社団東京東双泉会 いずみホームケアクリニック		国分寺市	㉑ 社会福祉法人浴光会 国分寺病院	
	港区	③ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院		区東部	墨田区		⑮ 医療法人社団仁寿会 中村病院	国立市	㉒ 医療法人社団つくし会 新田クリニック
	台東区	④公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院		江戸川区	⑯ 医療法人社団城東桐和会 タムスさくら病院江戸川		東大和市	㉓ 社会医療法人財団大和会 東大和病院	
区南部	品川区	⑤ 医療法人社団恵泉会 荏原中延クリニック	西多摩	福生市	⑰ 医療法人社団幹人会 福生クリニック	北多摩南部	武蔵村山市	㉔ 社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院	
	目黒区	⑥ 国家公務員共済組合連合会 三宿病院		羽村市	⑱ 医療法人社団三秀会 羽村三慶病院		武蔵野市	㉕ 武蔵野赤十字病院	
区西南部	渋谷区	⑦ 代々木駅前脳神経内科・内科クリニック	南多摩	あきる野市	⑲ 医療法人財団暁 あきる台病院		府中市	㉖ 医療法人社団 根岸病院	
	区西部	新宿区		⑧ 学校法人東京医科大学 東京医科大学病院	瑞穂町		⑳ 医療法人社団幹人会 菜の花クリニック	調布市	㉗ 医療法人社団青山会 青木病院
区西北部	中野区	⑨ 医療法人社団あしかりクリニック あしかりクリニック		日の出町	㉑ 医療法人財団利定会 大久野病院		小金井市	㉘ 社会福祉法人聖ヨハネ会 桜町病院	
	豊島区	⑩ 医療法人社団健翔会 豊島長崎クリニック		檜原村	－		狛江市	㉙ 学校法人慈恵大学 東京慈恵会医科大学 附属第三病院	
	北区	⑪ 東京ふれあい医療生活協同組合 オレンジほっとクリニック		奥多摩町	㉒奥多摩町国民健康保険奥多摩病院		北多摩北部	小平市	㉚ 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究 センター病院
	練馬区	⑫ 医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院		町田市	㉓ 医療法人財団明理会 鶴川サナトリウム病院			東村山市	㉛ 医療法人社団新新会 多摩あおば病院
		日野市	㉔ 医療法人社団充会 多摩平の森の病院	清瀬市	㉜ 公益財団法人結核予防会 複十字病院				
		多摩市	㉕ 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院	東久留米市	㉝ 医療法人社団山本・前田記念会 前田病院				
		稲城市	㉖ 特定医療法人社団研精会 稲城台病院						

事業目的

認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

センターの指定状況

類型	指定基準	設置機関	位置づけ	指定数
地域拠点型 認知症疾患 医療センター	二次保健医療圏域 ごとに1か所 (島しょ地域を除く)	病院	二次保健医療圏の認知症に係る 医療・介護連携の拠点 (所在区市の「地域連携型」の役割を兼ねる)	12か所
地域連携型 認知症疾患 医療センター	区市町村ごとに1か所 (島しょ地域・地域拠点型 設置地域を除く)	病院 又は 診療所	区市町村における認知症に係る 医療・介護連携の推進役	40か所

センターの基本的機能

- 認知症のある高齢者の急増が見込まれることから、地域の医療機関同士、さらには医療と介護の緊密な連携を強化するため、センターは次の機能を担う。
- 地域の医療機関及び介護事業所等への支援機能
 - 地域の認知症に係る医療・介護連携を推進する機能

地域連携型の事業

【専門医療機関としての役割】

専門医療相談の実施	◆専従の相談員を配置して、本人、家族、関係機関からの相談に応じるとともに、適切な医療機関等の紹介を行う。 ◆受診が困難な人について相談を受けた場合は、関係機関と連携し、早期の診断に結びつけるよう努める。 ◆認知症のある人の希望に沿った生活を実現できるよう、認知症のある人や家族介護者等を、専門職が支援する。
鑑別診断・初期対応時の取組	◆本人の身体的・社会的側面等を総合的に評価の上、的確に診断し、医療・介護・生活支援等の支援に結びつける。 ◆かかりつけ医と連携を図り、鑑別診断後の経過観察において、必要な支援を行う。
身体合併症・行動心理症状への対応	◆センターにおける受入体制の整備を図るとともに、地域の認知症に係る専門医療機関、一般病院や精神科病院等と緊密な連携を図り、地域全体で受け入れる体制を整備する(院内連携・地域連携)。
認知症抗体医薬に係る治療・相談支援等	◆認知症抗体医薬に係る治療を行うに際し、認知症のある人や家族介護者等からの当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応を行う。 ◆地域の医療機関等と連携し、認知症抗体医薬に係る治療の適応外である者への支援等を行う。

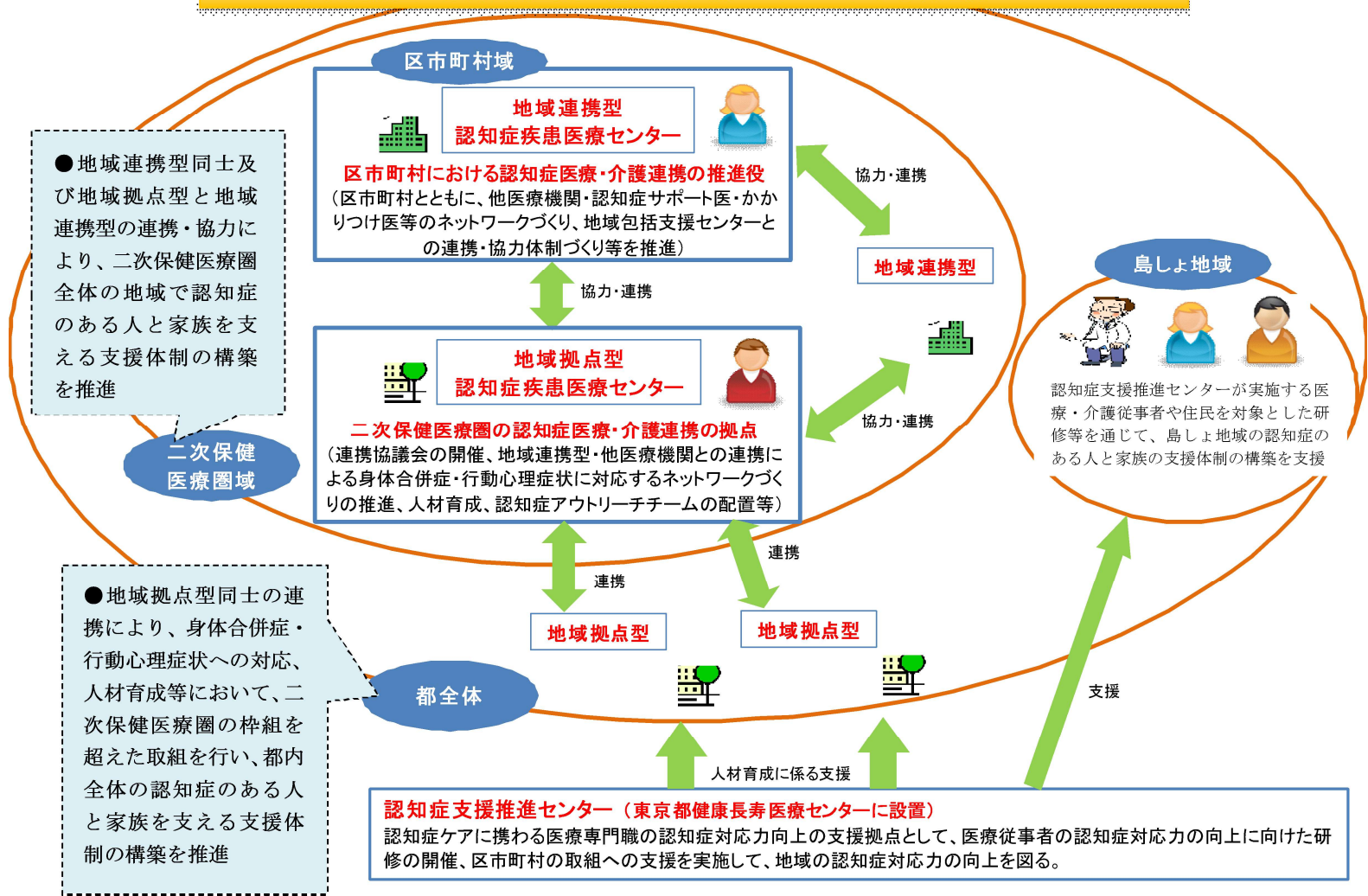
【地域連携の推進機関としての役割】

地域連携の推進	◆区市町村等が開催する認知症に関連する会議に協力・出席し、区市町村とともに、関係者のネットワークづくりを推進する。また、区市町村が実施する認知症初期集中支援チーム等の認知症関連事業に協力する。 ◆地域のかかりつけ医、認知症サポート医、地区医師会等の医療関係機関との連携を図り、情報収集・提供に努める。 ◆家族介護者の会との関係づくりを進めるとともに、会の活動に対する支援・協力に努める。
---------	---

【人材育成機関としての役割】

専門医療、地域連携を支える人材の育成	◆認知症のある人の支援に携わる医療・介護従事者等の相互連携を推進するための人材育成を進める。 ◆院内において専門的な知識・経験を有する医師・看護師の育成に努める。 ◆区市町村・医師会等の関係機関が実施する研修に協力する。
--------------------	--

地域拠点型・地域連携型認知症疾患医療センターによる地域連携のイメージ



地域拠点型の事業

- 所在する区市町村における「地域連携型」認知症疾患医療センターの機能を担う。
- 加えて「二次保健医療圏の認知症医療・介護連携の推進役」として以下の役割を担う。

①	認知症疾患医療・介護連携協議会を開催(年2回以上)し、地域において効果的に機能するネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、国及び都の認知症施策、各地域における認知症に係る取組の情報共有を図る。
②	認知症疾患医療・介護連携協議会における検討や他の認知症疾患医療センターとの連携により、二次保健医療圏域における身体合併症・行動心理症状に対応するネットワークづくりの推進を図る。
③	かかりつけ医、一般病院の医療従事者等、地域の医療従事者等の認知症対応力の向上を図るための研修を実施する。
④	認知症アウトリーチチームを配置して、認知症支援コーディネーター又は認知症地域支援推進員からの依頼に応じて、受診困難者等の認知症疑い高齢者の訪問支援を実施する。

都における認知症疾患医療センターの類型とその要件

※下線部分は国要綱にプラスしている要件である。

		地域拠点型	地域連携型	
			病院型	診療所型
設置医療機関		病院	病院	診療所　・　病院型の要件を満たさない病院
活動圏域		二次保健医療圏域	所在する区市町村	
設置基準	人員配置	・学会専門医または5年以上の認知症専門医療臨床経験（※1）を有する医師（1名以上） ・専任の臨床心理技術者（1名） ・P S W、保健師等（※2）（医療相談室に2名以上配置、うち1人は常勤専従） ※1　認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること）を指す ※2　認知症について一定程度の知識及び業務経験を有する看護師、社会福祉士も可（具体的な業務経験については届出時に明記すること）		・学会専門医または5年以上の認知症専門医療臨床経験を有する医師（1名以上） ・P S W、保健師等（2名以上配置、うち1人は常勤専従） ・専任の臨床心理技術者を配置することが望ましい 【へき地における特例】　対象地域：奥多摩町・檜原村 ・学会専門医または5年以上の認知症専門医療臨床経験を有する医師（1名以上） ・認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を習得しているP S W、看護師、保健師、臨床心理技術者等（1名以上）
	検査体制（※他の医療機関との連携確保対応で可）	・ C T　　　・ M R I （※）　　　・ S P E C T （※）		・ C T （※）　　　・ M R I （※）　　　・ S P E C T （※）
	病床	認知症疾患の身体合併症と行動・心理症状に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有する。両方の病床の確保が難しい場合は、どちらかの病床を他の医療機関との連携体制（届出時に具体的な連携体制について記載した協定書を提出）による確保で可。		
機能	鑑別診断とそれに基づく初期対応	◆アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（またはピック病）、正常圧水頭症等の認知症原因疾患（若年性認知症を含む）の鑑別診断に対応		
	専門医療相談の実施	◆医療相談室の設置要。専門電話等必要な設備を整備。 ◆医療相談室は、本人・家族、地域の医療・介護等関係者からの多様な認知症に関する医療相談に対応する。相談にあたっては、患者の状況を総合的に把握し、自院での診療も含め、適切な医療機関等の紹介を行う。 ◆病識がない等医療機関の受診を拒否する人について相談を受けた場合、地域包括支援センターやかかりつけ医、区市町村、認知症初期集中支援チーム、認知症アウトリーチチーム等と連携し、早期の診断に結び付けるよう努める。		◆医療相談室の設置は求めないが、専用電話を設置して番号を公表し、専従相談員が左記と同様の専門医療相談を受けることのできる体制を確保する。
	身体合併症、行動・心理症状への対応	院内研修等により院内の多職種が適切に連携できる体制を構築し、自院での受け入れに努めるとともに、地域の関係機関との緊密な連携を図り、地域全体で受け入れを促進していく体制を構築する。		認知症疾患の身体合併症と行動・心理症状に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神病院との連携体制（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）を確保する。
	認知症のある人と家族介護者等の支援	認知症のある人や家族介護者等が認知症の初期の段階から状態に応じて適切な情報を得ることができ、専門職による助言等を受けられるよう、個別相談等の認知症のある人と家族介護者等を支援する取組を年6回以上行う。		
	認知症疾患医療・介護連携協議会	◆医師会等の保健医療関係者、地域包括支援センター等介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会を二次保健医療圏単位で組織し、地域の認知症に係る支援体制づくりに関する検討を行う。 ◆年2回以上開催	①地域拠点型が開催する連携協議会に協力・出席 ②区市町村等が開催する認知症に関連する会議に協力・出席し、区市町村とともに、地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、医師会、介護保険事業所、家族介護者の会等、認知症のある人の支援に携わる関係者のネットワークづくりを推進する。	
	地域の関係機関との連携	地域の認知症に係る関係機関との連携を推進すること。特に以下の機関との連携推進に努めることとする。 ◆区市町村、地域包括支援センターとの連携　◆かかりつけ医、医師会との連携　◆家族介護者の会との連携		
	人材育成	都が指定する研修（注）を実施 （注）地域の病院勤務の一般看護師等向けの研修を年2回以上、指導的役割の看護師向けの研修を年1回以上、及びかかりつけ医向けの研修を年2回以上。その他の研修を含めて、年6回以上の研修会を主催する。	センターが所在する区市町村内の医療・介護従事者等の認知症対応力の向上を図るための研修を自ら行うとともに、区市町村・医師会等の関係機関が実施する研修に講師を派遣する等して協力する等、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組む。	
	普及啓発	地域住民へ認知症についての理解促進に向けた普及啓発、認知症の連携体制構築の周知等の実施		
	アウトリーチ支援	①圏域内の区市町村から依頼のあった場合に、P S W・看護師等のコメディカルと医師が支援対象者宅に訪問して支援を行うことのできる体制を確保する。 ②各区市町村が設置する認知症初期集中支援チームの活動を支援する。（合同チーム員会議の開催、初期集中支援チームのチーム員会議へのセンター専門医の派遣等）	区市町村が実施する認知症初期集中支援チーム等の事業に協力する。	
	認知症抗体医薬に係る治療・相談支援等	◆認知症抗体医薬に係る治療を行うに際し、認知症のある人や家族介護者等からの当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応を行う。 ◆地域の医療機関等と連携し、認知症抗体医薬に係る治療の適応外である者への支援等を行う。		
委託料（消費税込）		30,864千円（上限）※年間	10,881千円（上限）※年間	
診療報酬		認知症専門診断管理料 1　イ　を算定可		認知症専門診断管理料 1　ロ　を算定可